

商品概要説明書

大口定期貯金

(令和7年4月1日現在)

商品名	・相続財産対象金利優遇定期貯金「御守（みまもり）定期」（愛称：「御守（みまもり）定期」）
ご利用いただける方	・過去1年以内に相続手続（他金融機関も含む）を行った個人 ◎相続によらない貯金のお預けはできません。 ◎1回の相続手続につき1店舗での取扱いとします。 ◎お申込み時に「遺産分割協議書の写し」など相続財産の確認できる書類をご提示いただきます。
期 間	・定型方式 1年、3年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）として取扱いします。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上（相続手続により相続した金額の範囲内） ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続以降は継続日における店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ◎金利優遇 1年「大口定期貯金」の店頭表示金利+0.1%（年利） 3年「大口定期貯金」の店頭表示金利+0.2%（年利） ・預入期間1年のものは満期日以後に一括して支払います。 - 預入期間3年のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 - なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口にてお問い合わせください。
手数料	—————
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組み入れられます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.25%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。

中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 （2）預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により算出した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JA組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争 解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または総務部リスク管理課（電話：092-924-1311）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA総務部リスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館（電話：092-791-1840） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）
その他参考となる事項	・取扱期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までとします。 ・上記取扱期間中であっても今後の金融情勢により販売条件が変更となる場合や、お取り扱いを中止する場合があります。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。